

## 三鷹市少年軟式野球連盟規約

第1条 この団体は、三鷹市少年軟式野球連盟（以下連盟）と称する

第2条 連盟の事務所は、三鷹市野崎1-1-1三鷹市体育協会事務所内に置く

第3条 連盟は、三鷹市在住または在学の小学生にて編成されるクラブチームをもって構成する

第4条 連盟は、野球を通じて小学生の体位向上とアマチュア精神の育成と共に、お互いの親睦を図ることを目的とする

第5条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う

1. 春季大会・夏季大会・秋季大会・派遣大会の開催
2. 野球の普及と技術向上のための研究指導、併せて小学生の育成指導
3. 野球規則の普及と徹底
4. その他目的の達成に必要な活動

第6条 加盟団体は、理事会で承認されたクラブチームとする

第7条 連盟は下記の役員を置き、次の任務を遂行する

1. 会 長 1名 連盟を代表し、会務を総括する
2. 理事長 1名 会長不在のときは会長職を補佐し、理事会を代表し一般会務を総括する
3. 副理事長 若干名 理事長を補佐し、連盟の運営にあたる  
副理事長は理事長に事故あるとき、その職を代行する
4. 理 事 若干名 専門部を担当し、連盟の運営にあたる
5. 会 計 1名 会計処理にあたる
6. 監 査 2名 会計監査を行う
7. 審判部長 1名 審判部を統括し、審判運営にあたる
8. 審判副部長 若干名 審判部長を補佐し、審判運営にあたる

第8条 役員の任期は2年間とする、ただし再任は妨げない（H26～H27）

1. 任期期間は会計年度に同じとする
2. 補充選任された役員の任期はその前任者の残任期間とする

第9条 役員の選出は、下記の方法による

1. 会長・監査は、理事会にて推薦し総会で報告する
2. 理事長・副理事長・会計は、理事の中から推薦により選出する
3. 理事は、理事会に於いて推薦され、理事長が承認した者とする
4. 審判部長・副審判部長は、審判部にて推薦し総会で報告する
5. 第9条の各項は総会に於いて承認を受けるものとする

第10条 会議は次の通り定め、理事長が招集し会議の議長にあたる

1. 定期総会は、会計終了後2ヶ月以内に開催し、連盟の事業及び予算・決算について討議する  
\* 出席者は第7条の役員及び各チーム代表者とする
2. 臨時総会は、理事又は理事会に於いて必要と認められた時に、理事長が招集する  
\* 出席者は第7条の役員及び各チーム代表者とする
3. 理事会は、理事長が開催を必要とした時に、招集する  
\* 出席者は第7条の役員とする
4. すべての会議は、構成員の過半数の出席をもって成立し、議事の決議は出席者の3分の2以上の賛成をもって行う

第11条 連盟の経費は、登録料・参加料・寄付金・その他の収入をもってこれにあてる

第12条 登録料・参加料は毎年初頭の定期総会にて決定する

第13条 連盟の会計年度は、1月1日に始まり同年12月31日に終わる

第14条 連盟の大会運営を妨げる大会への参加は認めない（但し連盟派遣大会は除く）

第15条 連盟規約に違反した場合は、理事会に於いて審議の上処分する

## 付 記

第16条 この規約は平成22年度定期総会の決議をもって実施する

なお、付記に記載のあった第17条から第23条は全文削除とする